

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	郡家5地区 (福本、宮谷、郡家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は宅地化が進んでおり、第3種農地が多い地域である。  
圃場整備田については農業法人や他町の認定農業者(畜産法人)により集積が進んでおり51.8%が担い手へ集積されている。しかし、未整備田や小区画の農地については受け手がいない状況であり、今後も担い手による集積は見込めない状況となっている。地域内農家戸数は現在32戸であるが、10年後には高齢化等の要因により約4割の農家が離農する見込みであり、遊休農地の増加は否定できない状態にある。  
1集落が多面的機能支払交付金制度の活用し農地及び農業用施設の維持管理を実施している。  
※地域内における主な栽培品目:水稲13.9ha、飼料用作物2.8ha、果樹1.5ha、野菜・花等2.6ha

### (2) 地域における農業の将来の在り方

本地域においては農業法人及び他町の認定農業者(畜産法人)が約50%の農地集積を行っている。農業法人は水稲、畜産法人は飼料作物の栽培を行っている。担い手による集積農地以外については個々の農家が多面的機能支払い交付金制度を活用しながら水路等の土地改良施設の維持修繕を行いつつ水稲や野菜を栽培している状況である。

(2)でも記述しているように今後の担い手による大規模な集積は見込めない状況であるため農業上の利用が行

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、基盤整備事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりとした営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業者が実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。  
 ②本地域の担い手において化学肥料、農薬の削減した取組を実施している。(特別栽培1法人、環境保全型農業直接支払交付金制度活用1法人)  
 ③本地域の担い手においてドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。  
 ⑦中山間地域直接支払交付金制度、多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。